**＊実施体制**（必要事項を記載すること）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 本体 | 名称 | |  | | | | |
| 所在地 | | （郵便番号　　　－　　　）  　広島県広島市　　　　　区 | | | | |
| 利用者数（見込み） | |  | | | | |
| サテライト | 名称 | |  | | | | |
| 所在地 | | （郵便番号　　　－　　　）  　広島県広島市　　　　　区 | | | | |
| 利用者数（見込み） | |  | | | | |
| 利用者数合計 | | 人 | | 事業所間の移動手段 |  | 所要時間 |  |

**＊確認表**（要件に適合するか確認すること）

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　項　目 | 事業者確認欄 |
| 利用申込みに係る調整、指定訪問看護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 |  |
| 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行われる体制（例えば、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 |  |
| 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 |  |
| 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。 |  |
| 人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。 |  |
| サテライトは、本体事業所と同一の建物又は同一敷地の別棟には設置しないこと。 |  |
| サテライトの名称には「本体事業所名」＋「サテライト」を入れることとし、サテライトであることを看板等で明示すること。 |  |
| 本体事業所及びサテライトとも原則、本市内に設置すること。 |  |
| １の本体事業所に対して、サテライトは１か所までとする。 |  |
| 本体事業所とサテライトとの距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね２０分以内の近距離であること。 |  |
| 地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、サテライトの設置に合理的な理由があること。（別途理由書を添付） |  |